

**第 2 5 回庄内南部地区合併協議会
会 議 録**

期 日：平成 1 6 年 9 月 2 2 日（水）

場 所：出 羽 庄 内 国 際 村

第 2 5 回庄内南部地区合併協議会 会議録

日 時 平成 1 6 年 9 月 2 2 日 (水) 午後 4 時 0 0 分 ~

場 所 出羽庄内国際村 国際村ホール

次 第

- 1 開 会
- 2 会長あいさつ
- 3 議 事
 - (1) 合併の期日について
 - (2) 新市建設計画の修正について
 - (3) 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて
- 4 説 明
 - ・合併協定について
- 5 そ の 他
- 6 閉 会

出席委員等

役職名	区 分	氏 名	役職名	区 分	氏 名	
会 長	鶴岡市長	富塚 陽一	委 員	羽	町長	中村 博信
副会長	温海町長	佐藤 正明	委 員		議長	山口 猛
副会長	鶴岡市議会議長	榎本 政規	委 員	黒	議員	富樫 栄一
副会長	温海町議会議長	佐藤甚一郎	委 員		識見を有する者	呼野 祝二
委 員	鶴 岡 市	議員	委 員	町	識見を有する者	高橋 澤
委 員		議員	委 員		楡	町長
委 員		助役	委 員	引	議長	菅原 元
委 員		識見を有する者	委 員		識見を有する者	長南 源一
委 員		識見を有する者	委 員	三	識見を有する者	前田 藤吉
委 員		識見を有する者	委 員		町長	阿部 誠
委 員	藤 島 町	町長	委 員	川	議長	佐藤 均
委 員		議長	委 員		議員	成田 光雄
委 員		議員	委 員		識見を有する者	鈴木多右エ門
委 員		識見を有する者	委 員		識見を有する者	鈴木 正士

役職名	区 分	氏 名	役職名	区 分	氏 名	
委 員	朝 日 村	村長	佐藤 征勝	委 員	温 議員	富樫 栄一
委 員		議長	進藤 篤	委 員	海 識見を有する者	齋藤 金一
委 員		議員	井上 時夫	委 員	町 識見を有する者	佐藤喜久子
委 員		識見を有する者	田村 作美	監査委員	朝日村監査委員	難波 鉄雄
委 員		識見を有する者	渡部 長和	監査委員	羽黒町監査委員	清野 均

会長・委員 36名 監査委員2名

欠席委員 富樫 達喜委員、遠藤 純夫委員

出席幹事職員

所 属 ・ 職 名	氏 名	所 属 ・ 職 名	氏 名
鶴岡市総務部合併対策室長	佐藤 智志	櫛引町市町村合併対策室合併対策主幹	佐久間忠勝
〃 総務課長	石塚 治人	三川町企画課長	三浦 久次
〃 調査計画主幹	斎藤 雅文	朝日村市町村合併対策室長	佐藤 靖法
藤島町企画課長兼合併対策室長	半澤 正昭	温海町企画観光商工課長	川畑 仁
羽黒町企画商工課長	金野 和夫		

出席事務局職員

役 職 名	氏 名	役 職 名	氏 名
事務局長	芳賀 肇	調査計画主査	今野 勝吉
事務局次長	佐藤 智志	調査計画主査	鈴木金右工門
総務課長	石塚 治人	調査計画主査	本間 光夫
調査計画主幹	斎藤 雅文	総務係長	渡部 功
総務主査	成田 弘	調査計画係長	柳生 晃
総務主査	吉住 光正	主事	伊藤 弘治
調査計画主査	土田 宏一		

1 開 会（午後4時00分）

○芳賀 筆事務局長 温海町の齋藤委員さんは若干遅れるということですので、時間になりましたので、ただ今から第25回庄内南部地区合併協議会を開会いたします。

2 会長あいさつ

○芳賀 筆事務局長 では、初めに会長よりごあいさつをお願いします。

○富塚陽一会長 本日は、夕刻押し迫って大変ご多忙のところお集まりいただきまして、誠にありがとうございます。重ね重ねの協議会でありまして、皆様のご協力によりまして、きょうで25回目を迎えました。いろいろな貴重なご意見をいただき、ここまで参ったわけではありますが、きょうもどうぞよろしくお願いを申し上げます。

前回24回は、ちょうど台風被害が起こった後の非常に緊張した状況の中で開催していただきましたが、災害につきましては関係町村も本当に考えもしなかった被害をこうむられたと思います。鶴岡でもそのとおりでありましたし、それぞれご調査の上、いろんな対応策をご検討と思いますが、県や国にも協力しながらお互いに対応してまいりたいというふうに思っております。

さて、きょうは必要な協議項目、大体のところは終わったのではないかと思います、重要な期日が残っておりまして、きょうはそのことを中心としまして、あらかじめご協議いただくようお願いもしておりまして、後ほどお諮りをいたしますけれども、どうぞその辺を中心として、またいろいろご協議をお願い申し上げたいというふうに思います。

あと、議案としましては建設計画と農業委員会のお話もあるわけですが、これも仮に合併期日を変更した場合にはこういうふうになるのではないかとというような案をあらかじめこの場合はこうなるということについてご協議をいただくという趣旨で事務局が非常に手回しよく準備をしてくれておりますので、それらにつきましてもよろしくご協議をお願い申し上げたいというふうに思います。

大変夕方かけてお忙しい時間帯ではありますが、どうぞよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

3 議 事

（1）合併の期日について

○芳賀 筆事務局長 それでは、進行のほうを会長よりよろしくお願いいたします。

○富塚陽一会長 それでは、議事に入らせていただきます。

まず初めに、合併の期日につきましてご協議をお願いいたします。これにつきましては、経過今まで申し上げたことで委員の皆様には先刻ご承知と思っておりますけれども、組織機構につきまして前回で大体ご了承いただいたのではないかと思います。組織機構が固まれば当然期日についても具体的な検討ができる状況になったということでもありますけれども、期日については本当に前から申し上げているので、余計なこと言うかもしれませんが、3月31日で旧法に基づいて一応ご同意をいただいたのでありま

すが、羽黒の先生のご指摘やら何やらで新法によって1年延びる格好になったので、それはやっぱり延期することを考えるべきではないかというようなご提案があり、ごもっともでもあるということで、ただ延ばすにつきましては無原則に延ばすわけにはいかないわけなので、とりわけ余計なことですけれども、首長などの延命ではないかという世論の話もあつたりしますので、きちんとここははじめをつけねばならないだろうということで、事務的なレベルで期限を延ばさないことによって住民の皆さんに重大な影響を及ぼすようなことはあってはならない。したがって、組織機構が決まったところで、事務を執行するセクションにおいて、住民の皆様にも円滑なサービスを提供していただくための準備作業にどれくらいかかるものかということの検討をいたさせまして、その結果過般の運営小委員会に報告がありました。その結果はこれからご報告いたさせますが、それに基づいて運営小委員会でもただ漠然といろいろご協議願うのもいかがかということで、運営小委員会としてはこの際事務方のほうで要望してきた線に基づいて半年先にしたらどうだということについて小委員会としての意見をまとめ、それを中心としてきょうご意見をいただくようにしたらどうだろうという運びになってここに来たわけでございます。つきましては、半年延ばすことについてご検討願うことに、せっかくだたき台でもありますので、首長さんと議長さんに私の名前であらかじめご検討いただけたらありがたいという文書を差し上げてきておりますけれども、それらをめぐって、きょうこれからご議論、ご協議をいただきたいということでありますが、事務局、説明してください。

○佐藤智志事務局次長 それでは、合併期日につきましてご説明をさせていただきます。

お手元に合併の期日について（案）と、それから合併期日の検討についてということで資料を2種類お配りさせていただいておりますので、そちらのほうを合わせてご覧いただきたいと思います。

ただ今会長からお話ありましたとおり、合併特例法の一部改正等を踏まえまして、住民の皆さんにご不便をおかけしないような体制を整えてサービスを始めることができるような事務的な詰めを行うようにというご指示を先般の合併協議会におきまして頂戴いたしましたところでございます。これを受けまして、協議会の事務局、それから各部会におきまして、改めて合併の移行事務、準備事務につきまして点検をいたしました。その結果、窓口サービスの面などで円滑な移行を図るために、合併期日につきまして6か月の延期をお願いしたいとの検討結果となりましたので、その旨運営小委員会に報告、申し出をさせていただいたものでございます。

それでは、その内容につきましてご説明をさせていただきますが、提案内容の四角で囲んでおりますとおり、合併期日につきましては平成17年10月1日とするものでございます。実務的な検討結果を受けまして提案をさせていただくという内容でございますけれども、その検討内容につきまして説明をさせていただきますので、厚いほうの検討についてという資料をご覧いただきたいと思います。1ページ、2ページには総括的にまとめて記載をいたしておりますけれども、内容に入りますので、3ページをお開き願いたいと思います。

ということで、窓口サービスの面からの検討でありますけれども、当初から合併期日は3月ということで合意もされておりましたので、その旨事務的にもこれまでも

電算システムにつきましては合併協議会から調査費等の予算を措置していただきまして、基礎的な準備作業は進めてまいったところでございます。しかしながら、本格的なシステム統合ということになりますと、各市町村からそれぞれ予算措置をしていただきまして、システム統合を進める必要があるわけでございますけれども、それにつきましては合併の議決後になるということと考えてまいったものでございます。このため記載の住民記録等の基幹業務につきましては、最優先ということで取り組みをいたさなければならぬわけでありまして、当初の合併期日までには何としても構築しなければならないというふうにかけておいたものでございます。しかしながら、住民税などにつきましては1月1日が賦課期日となっておりますので、1月1日以降税額の算出事務が各市町村で始まることとなります。それまでに税情報のシステムをすべて統合するというにつきましては物理的に困難であるということが明白でもございましたので、17年度につきましてはこれまでどおり各市町村の税情報システムを利用いたしまして、課税業務に入らざるを得ないということと考えておいたところでございます。

このため3月までには税情報のシステムの情報が7市町村のものが一元化されないということに立ち至るわけでございますけれども、その結果 ということの問題点を少しお話させていただきますが、資産証明ですとか、納税証明等につきましては、住民の皆さんの申請に際しましてはそれぞれこれまでは旧市町村ごとのエリアでございましたけれども、合併によりまして7市町村に広がるということになりますので、7市町村の中における資産保有でありますとか、納税の状況を確認をさせていただいて、証明書を交付するということが必要になってまいるわけでありまして、そういうことに対処するために本所、支所間でファクス等によりまして情報を確認いたしまして交付することを予定させていただいておいたものでございます。この結果でございますけれども、4ページのほうにありますけれども、窓口ではこれまで以上に住民の皆さんにお待たせをする心配があったところでございます。これに対処するために本所、支所間の照会というものをできるだけ短時間で済ませまして、正確に証明書を交付する方法はないか、いろいろ検討をいたしたところでございまして、その結果別途証明事務専用の名寄せファイルを作成するとともに、資産保有者の方を特定するなどの同定作業、これは個人を特定するという意味でありますけれども、同定作業を合併前に実施をさせていただきたいと考えたところでございます。そうしますと、このファイルの作成期間でありますとか、この同定作業期間といたしまして4か月程度いただきたいというものでございまして、これによりまして照会事務が短時間で、かつ正確にできるのではないかと考えております。

それから、5ページのほうに としておりますけれども、国保、老健、あるいは福祉医療等にかかわる受給者証等の交付関係についてでございます。これらの交付に際しましては所得階層の確認が必要となりますけれども、これにつきましても居住地以外での申請につきましては、やはりただ今申し上げましたように本所、支所間でファクス等のやりとりをいたしまして、証明書等を交付ということが発生するために、これまでのように即日交付することが大変難しくなるというものでございまして、住民サービス等の低下も心配をされるところでございます。このため税情報の統合に替わる所得階層確認のための検索システムというものを別途作成いたしまして、現在と

変わらない程度に円滑にサービスを提供してまいりたいというものでございます。これらの該当項目につきましては、6ページの上段のほうにこういった受給者証等がございますということで記載をいたしておりますけれども、このシステムの作成期間といたしまして5か月、それからその後の操作研修等もいろいろございますので、6か月程度を見込んでいただきたいというお願いをさせていただいたものでございます。

それから、6ページ、7ページに、それからといたしまして国保税の賦課事務関連、あるいは納付書発行事務関連ということで記載いたしておりますけれども、これは税の賦課、国保の関係になりますが、4月1日が賦課期日とされておることから、それ以前の合併日となりますと、税情報が一元化されておらない中で、国保の資産割課税というものを算出しなきゃならないことになりまして、大変膨大な手作業が生じてしまうということで、正確性も心配をされるということもございまして、4月1日以降の合併期日の設定をお願いしたいというものでありますし、納付書関係につきましても4月から7月までは種々の税の納付書等が送付をされますので、この間の合併となりますと、旧市町村だったり、新市だったり、あるいは同じ税目であっても合併前の市町村で発行されたり、いろいろ納付書等の取り扱いに混乱が生じてまいる心配がございますので、できれば7月中旬以降になりますけれども、この期間以降の合併をお願いしたいというのがでございます。

それから、ページをめぐっていただきまして、8ページ以降であります。財政支援措置の有効活用ということでございますが、この8ページのほうにゴシックで特に記載をいたしておりますけれども、普通交付税の算定替と合併特例債の関係でございます。これはご承知のとおり国の支援措置ということで、合併年度とそれに続く10か年度となっておりますわけでありまして、仮に17年の3月ぎりぎりの合併といたしますと、実質16年度分イコール合併年度となるわけでありまして、その分の財政措置の活用は難しいわけでありまして、4月1日以降にいたしますと、合併年度が17年度になり、それに続く10か年ということで、最終の終わりのところが、旧法の合併特例法ですと26年度でありましたけれども、これを27年度までに実質活用することができるということでございますので、財政支援措置を有効に活用いたしまして、まちづくりを進めるという観点からも4月1日以降の合併をお願いしたいという趣旨での資料でございます。

開いていただきまして、10ページになりますけれども、それとは少し矛盾する内容になるわけでありまして、合併期日を延ばすことによりまして、それだけ新市のスタートが遅れる、新市の市長さん、それから議会の皆さんの政策反映というものが遅れるということになるわけでありまして、最後の13ページに記載いたしておりますけれども、当初の財政計画は合併効果の一つの積算に人件費の節減効果を計上しているわけでありまして、4月からの合併が実現しているということになりますと、8億程度の人件費節減が見込めるわけでありまして、それが3か月、6か月、9か月と合併が延期になっていくことによりまして、それぞれ合併効果がなくなってしまうと申しますか、費やされてしまうということで、合併にはおのずから一定の節度が必要なのではないかということを経営方といたしまして申し述べさせていただいたものでございます。

以上の資料につきまして運営小委員会のほうにご報告、申し入れをさせていただき

まして、ただ今会長からお話ありましたとおり、合併期日の延長につきましてご提案をさせていただいているところがございますので、よろしくご審議くださいますようお願いいたします。

○**富塚陽一会長** 皆様のご意見は後ほどお伺いしますが、まず今の事務局の説明につきまして何かご質問ございましたらどうぞ。

○**富塚陽一会長** なければ、それではこれからご意見をお伺いしたいと思いますが、先ほどちょっと申し落とししましたけども、前回の協議会でしたか、専門小委員会に検討させるというようなご発言もありまして、それも私の段階でお受けいたしまして、各専門小委員会の委員長さんにご相談をさせていただきました。そうしましたら、各専門小委員会で取り扱うようなものでもないというような皆さんのご所見でありましたので、そのようなことで持ち帰らせていただきましたので、念のためにご報告申し上げます。

それで、本件の扱い方につきまして文書でお願いもしてきた経過もありますので、各市町村で何かおまとめいただいたようなお話もありますので、各市町村ごとにお一人お一人のご発言でもいいですし、代表の方まとめておっしゃってもいいです。それぞれご自由にご発言を願うようお願いをしたいと思います。順次こっちからこういしましょう、斜めに。まず、鶴岡さんからいって、藤島さんにいって、どうかよろしくお願いします。

○**本城昭一委員** それでは、鶴岡の協議の結果を申し上げます。

合併期日の提案につきましては、10月15日に特別委員会を開催して説明をし、各会派に持ち帰って検討することにしたところでありまして。そして、昨21日、その結果について集約をしたところでありまして、特別委員会での意見交換の中で住民への説明時間などから1年以内とすべきではないかとの意見や協議会で議論を深めることなく、文書で各市町村に検討を依頼し、まとめようというのは、手続としては問題ではないか、また延期の時間は市民に当事者意識を持たせるような活用をすべきではないかというような意見がありました。合併期日を10月1日とするという提案については反対はございませんでした。大勢として、電算システム等を含めて一定期日の延期については理解が得られたというふうに思っております。

その後合併特別委員会の意向を受けまして、議会選出の我々委員と有識者委員とで意見交換を行いました。その結果、鶴岡市としては提案のありました合併期日、17年10月1日について賛成するというところで報告をいたします。

○**富塚陽一会長** ありがとうございます。有識者の方のご意見もまとめてご発言いただいたということで、ありがとうございました。

それでは、藤島さん、どなたでも。

○**押井喜一委員** この件につきまして藤島の議会の特別委員会で、協議会でご提案ございましたときから都合2回開催して検討をさせていただきました。ただ、私ども期日

の変更ということについては全然念頭になかったということで課題として取り上げてこなかったんですが、いろいろご意見はございました。変更する根拠なり、あるいは変更せざるを得ない厳しい状況ですが、この合併にはいろいろそういった厳しい問題があるんじゃないかという意見もございましたが、具体的に議論になるというところには至りませんでした。いろいろご意見をいただいた後に、私、委員長としてご提案あったことに対しては同意をしてみたいということで発言したところ、その旨了解を得たということでございました。ご提案につきましては、我々特別委員会としては同意をしたいという結論に至ったということです。

○富塚陽一会長 ありがとうございます。

あと、有識者のご意見としても大体よろしいんでしょうか。

○伊藤 忠委員 はい。

○富塚陽一会長 それでは、藤島さん、どうもありがとうございました。

それでは、今度温海さん。

○富樫栄一委員 温海のほうも去る15日、特別委員会がありまして、さまざま運営小委員会の文書を見まして、なぜもう少し早くからやわらかい言葉が出なかったのかなと、こういう意見もありました。それから、さまざまな問題、新聞紙上の問題も取り上げられまして、それは他市町村のことだから、我々は言われたいと言いながらも、合併期日の10月1日は全員が賛成しました。

以上です。

○富塚陽一会長 ありがとうございます。

じゃ、有識者の方もご意見それでよろしゅうございますか。

○齋藤金一委員 はい。

佐藤喜久子委員 はい。

○富塚陽一会長 ありがとうございます。

それでは、羽黒さん、どなたか。

○山口 猛委員 羽黒町は、議会としては9月15日、議会の特別委員会を開催いたしまして、合併の期日の延長について協議をされました。その中で10月1日という運営小委員会の提案について異論はなかったということでありますので、特別委員会として、議会としては了解できたものと、このように思っております。学識経験の委員の皆さんもそのように考えておるということです。

○富塚陽一会長 ありがとうございます。

それでは、朝日村さん、よろしくお願いします。

○井上時夫委員 朝日村の井上です。

うちのほうは9月15日に議会終了後に特別委員会を開き、また有識者委員とは、村の組織の代表者で合併問題懇談会という会をつくっておりますので、そこで有識者の方は委員となっておりますし、私たち議会代表の2人を加えていただきまして、20日の日に懇談会を開いたのに参加させていただきまして。どちらも期日の変更には賛成の意見が多かったし、なお少数意見ではありましたが、議員の延命ではないかとか、それから半年間と言わずに例えば新年からとか、もう1年とか、そのような意見が出ました。

以上です。

○富塚陽一会長 ありがとうございます。

では、有識者の方のご意見もよろしいでしょうか。

○田村作美委員 はい。

渡部長和委員 はい。

○富塚陽一会長 ありがとうございます。

それでは、櫛引さん、どうぞ。

○菅原 元委員 櫛引町も同じく9月の15日に、本来全員協議会で協議をしてきましたけども、連合審査会という場に換えまして、このことについて協議をしてきました。それで、これまで合併期日は平成17年の3月31日ということできておりますものですから、議員からは議員の延命であるという、そう住民から取られがちであると、そういうことでこの期日の延長はいかがか、あるいは住民サービスが低下するならば仕方がないのではないかと等々さまざまな意見がありまして、連合審査会としてもこのことは一つにまとめることはできなかったということでもあります。そこできょう22日に合併協議会がありますので、その協議会の判断にゆだねることにいたしました。ここで決定すれば、その旨10月1日と決まればそれでよろしいということで議会は決まっておりますが、ただ一つだけある議員から申されましたことは、これまでは協議会に合併期日の報告を受けて、それでまた議会に持ち帰って協議をしてそれぞれ報告するという手順であったわけですが、先ほど本城さんからもありましたけども、文書通達であったものですから、やはり正式の協議会に報告があって、それぞれの議会で協議する、そういうルールが本当の判断ではなかったのかという意見もありました。

それから、9月17日に学識の委員たちとの懇談会もしましたけども、そのときもさまざまな意見がありまして、きょうはその委員から発言をいたしてもらいますので、その辺よろしく願いいたします。

○富塚陽一会長 どうぞ。

○前田藤吉委員 櫛引の前田です。

合併協議会で期日は3月31日にみんなが合意したのに、何で急にこういうふうになったのかなというふうに私は大変疑問を持ったわけですが、今事務方のほうからは一応いろいろ説明あったわけですが、これは合併してすぐ全部準備ができたというよりも、1か月、2か月かかっても、これはみんな地域住民がそのつもりで苦労しながら合併してもいいのではないかというふうに私は思っていました。それで、櫛引町の合併懇談会でも、何で10月1日でなく、7月1日にできないのか、またはそれより早く4月1日に持っていけないのかというのが地域住民の考えでもあると思うし、私もそういうふうに考えております。もっと早く何とかできないのか、どうしてもできないということになると、もっと延ばすのではないかという懸念があります。そういうふうになりますと、大変この協議会の誠意な考え方が崩れてくるのではないかなというふうに私は思っておりますので、7月になる、または10月になっても、仮にみんなのことで決まるわけですので、その後にもまた延ばすというようなことが絶対ないように、この協議会で確認をしてもらいたいなというふうに思いますので、その辺はよろしくお願ひしたいと思います。地域住民の考え方は、何でそれだけ延ばすのかと、何でそれだけ延ばさねばどうしてもできないのかというような、苦労はみんなでするから、早く決めたとおりにやろうではないかというのが地域住民大方の考えだと思いますので、その辺も協議会の委員としては責任を取りながら発言をしていくのが至当ではないかというふうに私は思います。よろしくお願ひします。

○富塚陽一会長 ありがとうございます。

委員さんは委員さんの立派なご見識と思っただけ伺っておりますが、次は三川町さん、どうぞ、どなたでも。

○成田光雄委員 三川町は、昨日議員協議会をこの件で開催をしております。その中で各議員の意見としまして、電算システムが当初からなぜこのことに予想ができなかったと、そのような意見が出ました。大分前からそのようなことで進めておる関係からいいにしても、なぜこのようなことが予想できなかったかという意見が委員から出ております。それから、賛成の意見も二、三ありましたが、大方の意見としましては三川町議会の議長が7月26日に南部地区協議会のほうに要請書を出した内容につきましての進展がなければ、期日の先送りは反対であるという、そのような意見が大多数でありました。

以上です。

○富塚陽一会長 ありがとうございます。

あと、有識者の方のご意見はよろしいんでしょうか、それで。よろしいんですか、今の副議長さんのお話のとおりで。

○鈴木正士委員 委員長の話は話でありまして、私どもは先日ここに参加の委員の方々

で話し合われました。いろいろ出ましたけども、結果的には了承ということで私は承諾しております。

○**富塚陽一会長** ありがとうございます。皆様方のご意見誠にありがとうございました。

それで、本件の取り扱いなんでもございますけども、山口議長からも権威の問題なんて言われそうだけど、まず従来から協議会としましては決議機関と私は思っておりませんので、それぞれの委員さんのご所見はご所見として丁寧に議事録として残して、それを記録して、それを踏まえてそれぞれ合併の進めるという意味で、非常に一人一人のご意見を最大限尊重してお聞きしてやるというふうでありますので、きょうのところはこれ丁寧に議事録に残させていただきます。各団体でも賛否両論いろいろあったようであります。それぞれのお立場から非常にごもつともだと思いますが、ただ全体としてきょうご発言をお聞きしたところでは、大方はまず10月1日でやむを得ないのではないかということについていかがでしょうか。絶対だめだと、こうなりますでしょうか。なお、その辺でご理解いただければ、そのようなことできょう最終的に運営小委員会に協議会ではこんな意見だったということをご報告いたしますけども、全般的には10月1日でやむを得ないというような雰囲気であったということで報告させていただいてよろしゅうございますか。

(「はい。」という声あり)

○**富塚陽一会長** では、そのようにさせていただきます。誠にありがとうございました。

(2) 新市建設計画の修正について

○**富塚陽一会長** それで、ちょっと手回しよ過ぎたかもしれませんけども、これも半年延びるとしたときに何がどう変わるかということ、せつかくきょう貴重な時間をいただいて協議会開いていただいているもんですから、仮案の格好でそれぞれ新市の建設計画と農業委員会の委員の話が3月31日現在で合併するような案で来ましたけども、半年延びればこうなるというのをあらかじめ事務方で準備してきているようです。それをお聞き取りいただきたいんですけども、それでひとつどうぞ。仮案として準備してきたので、ちょっと手回しよ過ぎて怒られるかもしれませんけども、まずそんなことでご了承いただきたいと思います。

○**斎藤雅文事務局調査計画主幹** 建設計画につきましての変更についてご説明させていただきます。

前回の第24回合併協議会におきまして、新市建設計画案に係る県との協議について助言を踏まえ、各専門部会での検討と県との協議の結果、若干の修正等を行いまして、異議なしとの回答をいただいたことをご報告いたしましたが、今回この修正になったところと合併期日について6か月延期し、平成17年10月1日とした場合、計画期間と財政計画の修正内容についてご説明いたします。

説明の資料としまして、お手元に第 章、序論、それと 章の新市の施策、 章、

財政計画ということで、こちらの中段のところに建設計画の修正箇所というふうに記載してある資料でございます。こちらの中身につきましては、修正箇所について見え消しと追加部分をアンダーラインで示しております。それから、当初修正した章を差し換えていただけるよう第 章と第 章を事前に配付してございましたけれども、煩雑でございますので、本日お手元にまとめた計画書を配付させていただいております。

○富塚陽一会長 斎藤さん、修正でないぞ。仮定した場合は、こうなるという意味だから。

○斎藤雅文事務局調査計画主幹 はい。

最初に、第 章、序論でございますけれども、この裏側のところの4ページでございます。合併期日が延期された場合、下段のところの計画期間について、「本計画の期間は、合併する平成17年度及びこれに続く10カ年の平成27年度までとします。」というふうになるものでございます。

続きまして、第 章の新市の施策についてでございますけれども、これについては県よりの助言等で語句を見え消しで修正してございます。1枚開いていただきますと、下段に27ページと記載されております。このページの10、11行目について、生活排水処理は法令上の下水道ではなく、農業集落排水施設、コミュニティプラント等も含むことから、「下水道」の文言を削除いたしまして、単に「施設」というふうに変更するものでございます。

それから、その下のところでございますけれども、下水道につきましては公共下水道、流域下水道、そういったものを包含することから「公共」の字を削除しまして「下水道」としております。

次のページ、33ページと記載してございますけれども、下から7行目、「耕作放棄地の防止」を「耕作放棄の防止」ということで、ちょっと二重線が見えにくくなっておりますけれども、そのように修正しております。

次のページの34ページをお願いいたします。上から4行目のところに「アワビ、ヒラメなど魚介類の栽培漁業化」というふうに修正してございます。

すみません、3行目のところに当初「適正な保存管理」という表現でございましたけれども、「保全管理」の「全」に修正してございます。

それから、9行目につきましては当初は「農畜産物」と記載してございましたけれども、これについて「農林畜産物」と修正するものでございます。

次のページの35ページ、17行目に「基幹的水利施設の保全及び更新等農業生産基盤の整備」を主な事業のところに追加するものでございます。

次のページ、39ページをお願いいたします。上から3行目では、国の行動計画に基づく事業実施というふうな内容よりも、構成市町村がより主体性を持って計画を策定するということを強く表現するということでアンダーラインのとおり修正しております。

24行目に、主な事業のところ「新市健康増進計画の策定」という項目を追加いたしました。

次のページですけれども、40ページをお願いいたします。中段のところでございます

すけども、主な事業の項目中「福祉支援機能の配置」と当初なっておりましたけども、これを「構築」と修正したものでございます。

それから、次の42ページをお願いいたします。18行目のところでございますけども、当初「全国的に犯罪発生件数が増加しているなか」という表現でございましたけれども、こちらにつきまして「増加傾向にあるなか」と修正するものでございます。

それから、第 章の新市における県事業の推進、こちらのほうで、ページでいきますと一番最後のところ、47ページになりますけれども、(5)の下水道の整備、これを追加しております。これにつきましては、県では藤島町、三川町に対し、流域公共下水道を積極的かつ重点的に整備する予定から下水道の整備を追加するという内容でございます。

それから、財政計画についてでございます。こちらにつきましては、合併期日が延期になった場合を想定しまして、内容について策定させていただいております。今回の内容につきましては、合併市町村に対する財政支援であります普通交付税の算定替の適用年度が1年後年度にずれることや、合併特例債の適用年度が合併年度及びこれに続く10か年でありますことから、その適用年度が平成27年までとなること、そして歳出面における人員削減等によります人件費及び物件費の削減効果を年間分見込んでおりましたが、合併期日が延期された場合、約6か月分が経費増となることによる変更や、合併特例債事業の適用年度がずれることによる事業実施年度の変更によります投資的経費の額が変更となるということでございます。こちらの表につきましては、基本的には従前17年度から26年度までの内容について1年スライドさせたと、それで17年度に半年分新市としての事業効果を見込んだものというふうな内容でございます。

続きまして、建設計画の財政計画、文章面での延期になった場合の変更になる箇所についてご説明いたします。53ページをお願いいたします。こちらの財政計画の説明、(1)の期間でございますけども、先ほど申し上げましたとおり「平成27年度までの期間とします。」と。それで、「平成17年度は年度途中での合併となるため、合併関係市町村の平成17年度の財政計画に合併後の影響額や事業等を見込むこととします。」とするものでございます。

次に、54ページの歳入、歳出の考え方で、1の歳入の、地方債でございます。当初「新市の普通建設事業に係る新規発行債は、各年度58億円を計上。」といたしておりました。これにつきまして期日が変更となった場合、変更後は「新市の普通建設事業に係る新規発行債は、合併特例債の活用等を勘案し、平成17年度と平成27年度に各39億円、平成18年度から平成26年度までは、各年度58億円」、これにつきましては従前も各年度58億円というようなことで計算いたしておりまして、合計600億円を計上と。これにつきましては、従前ですと総額580億円、期日が変更になった場合は合計額が600億円というふうになるものでございます。

次に、55ページの2の歳出、こちらのほうの でございます。普通建設事業費について従前は「新市の普通建設事業費として、近年の実績等を勘案し、800億円を10年間均等(各年度80億円)で事業実施すると設定して枠計上。」としておりましたけれども、「新市の普通建設事業費として、近年の実績や合併特例債事業の活用を勘案し、合併初年度となる平成17年度と平成27年度に各60億円、平成18年

度から平成26年度までは、各年度80億円の合計840億円で事業実施すると設定して枠計上。」というふうにするものでございます。

以上の考え方を踏まえまして、財政計画の変更につきまして、この表として51ページ、52ページのほうにお示ししております。こちらの個々の金額の説明は省略させていただきますけども、たびたびご説明いたしておりますように国、地方とも大変厳しい財政状況にありまして、今後の地方財政制度改革、地方財政計画によりまして新市の財政計画の見直しも当然必要になってくるものと考えられますので、地方分権の推進はもとより歳入の確保、歳出の削減に留意しながら、より効果的、効率的な財政運営を目指しながら健全な財政運営を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

○富塚陽一会長 今の説明ちょっとややこしいんですけども、一つは建設計画の今まで大体ご協議をいただいてまいった案について県から指導を受けたところがアンダーラインで示してある部分であります。それと、合併期日を半年延ばしたことに伴う内容の変わるところは1ページ目の計画期間と財政計画が見直されるということだけありますので、そこら辺ひとつご了承いただきまして、今の説明につきまして何かご質問ございましたらどうぞ。県からの指導はそんなに重大な指導でなくて、言葉遣いとか、制度の表現の仕方とか、そういうことについての指導が主だったようでありまして、重大な変更ではないと認められましたので、そのまま提案させていただいておりますが、まず県からの指導につきましてよろしいでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○富塚陽一会長 それでは、そのようにさせていただきます。

それから、半年延びることにつきまして先ほど大方ご了承いただいたような感じがありますが、それを踏まえて財政計画、実際はあまり変わらないんですけども、ただずれる感じだけなんですけども、このようなことに差し換えさせていただくことについて、変更させていただくことについていかがでしょうか。

○富塚陽一会長 ご返答なければ、そのようにさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

(3) 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて

○富塚陽一会長 それでは、またこれも合併期日が半年延びることによって生ずる農業委員会の取扱いについて、あらかじめ農業委員会の事務当局にも相談してつくっていただいたのでありますが、それもひとつご協議お願いいたします。

○石塚治人事務局総務課長 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについてでございます。

資料は、枠で囲ったものが二つあります1枚だけの資料でございます。これにつきましては、これまで平成17年3月31日までの合併を前提にしまして調整内容を確

認していたものでございます。本日の提案のとおり合併期日が平成17年の10月1日となる場合には、この変更が必要になるというものでございます。改めて各市町村の農業委員会の会長の協議が行われておりますが、これに基づきまして、お手元の資料にありますように、合併後のサービスに支障が出ないようにというようなことで適用するというようにしておりました現委員の在任特例につきまして、その期間を変更するというものでございます。資料のアンダーラインを引いたところでありますが、在任期間は合併後の農業委員会委員の選挙の実施に要する期間を考慮しまして、アンダーラインのとおり平成17年の11月25日までとするものでございます。その他定数等記載の内容につきましては変更がないものでございます。在任期間につきまして選挙について必要な期間、在任期間として設定するという内容でございます。

以上でございます。

○富塚陽一会長 今の趣旨もおわかりと思いますけども、半年延びれば11月に選挙するものと思われれますけど、それまで在任期間として引き続き農業委員は続けるということについての案のようではありますが、いかがでしょうか。これごく自然の成り行きかなとも思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(「はい。」という声あり)

○富塚陽一会長 それでは、そのように取り扱わせていただきます。

あと、以上何かおありと思いますが、これからも重要案件について調整課題も残しておりますので、協議会も我々のところで重要案件についてはご協議申し上げるよう今後とも協議会を開催させていただきたいと思っておりますけども、とりあえずまず協定して議案を作成するまでの項目について大方ご協議いただいたと思っておりますので、これも一つの区切りかなと思っておりますけども、なおきょうは有識者の方々にこれからの期待やら、今までのいろいろ運営の不便のこともあったと思っておりますし、おしかりやら何やらいろいろご所見をせたくでするので、ちょっと時間延びますけども、どなたかご発言ありましたら、我々もこれから執行するのに大変参考になると思っておりますので、先ほどもおっしゃった日程の案件もちょっとおかしいんでないかなというご意見も大変貴重なご意見でありましたし、どうぞご自由にご発言いただければ我々ありがたいと思っておりますが、そんな時間を少し設けさせていただきたいと思っております。どうでしょう。

まず、鶴岡は、一浩さん、どうですか。

○菅原一浩委員 鶴岡市の菅原でございます。

平成14年の10月10日の第1回目から長い間皆様とご協議をさせていただきまして、本当にいい勉強になりました。誠にありがとうございます。本当にいろいろ真剣に話し合いをした結果、こういった形になっております。あとは、この地域の将来のことを考えていただきまして、ここにおられる方々は本当に思いを一つにされている方々だと思いますので、最後大所高所のご判断を下していただきますようお願いをしたいというふうに思います。私の意見でございます。よろしくお願いたします。

○富塚陽一会長 ありがとうございます。

温海の、ここでは女性の方にご登場願いませんかでしょうか、どうでしょう。佐藤さん、どうです、無理しなくたっていいけども、あればいいんですけど、何かありましたらどうぞ。

○佐藤喜久子委員 私のような者も25回まで、何度か欠席させていただいたこともあったんですけども、とても勉強になりましたし、私個人としては3月31日で決まるのかなという考えもありました。でも、この説明を聞きまして、一住民として窓口サービスなり、これから自分たちが受けるサービスが順調にいかなかったら困るなという思いもありましたので、10月1日という期日を聞いて、それなら仕方がないかなという感じで受け止めました。今までいろいろ協議してきて、この話が順調にちゃんと10月1日には新市でスタートするということを願っております。ありがとうございます。

○富塚陽一会長 ありがとうございます。

朝日村の方、どなたかご意見ございましたらどうぞ。

○田村作美委員 朝日の田村です。

昨年から約2年間この協議会に朝日の部落の駐在員の代表という形で参加させていただきました。駐在員の部落の代表ともいろいろ今までも話し合いをしてきたんですが、やはり一部の不安というのはずっとあったわけですが、今の延びた部分について、4月にどんな形になるかなという話はしてありましたんですが、電算なんか先ほど説明ありましたが、かなり間に合わないだろうという話は前からあったわけですので、そういう部分である面では非常に住民に対しての支障が最小限度に少なくなるのかなということで、ほっとしている部分もあります。ただ、やはり延びることによって住民は果たして大丈夫なのかなというような不安はあるのかなという感じしています。ただ、そういう部分ではこれから朝日でいろいろ村長さんが直々に各拠点、部分的に説明をする予定でございますが、多くの住民に参加してもらって、理解をぜひお願いしたいということで、地区の中では話しております。できるだけここで協議したことについてはみんなで協力していこうと。実際合併してもしなくても、非常に財政の厳しい中で、前に進んでいくということは大切なことなので、産みの苦しみは当然あると思いますが、これからよりみんなと協力しながら、より良い地域づくりなり、みんなの力をいただきながら、朝日も一番奥のほうですが、皆さんとともに一つのいい方向に進むように、これからもよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○富塚陽一会長 ありがとうございます。

三川は、多右エ門先生、いかがですか。

○鈴木多右エ門委員 ご指名でありますんで、一言話させていただきます。

約2年間の長い間本当にお世話になりましたが、機会あるごとに言うべきことは言ったつもりであります。果たして皆様に意図することを伝えることができたかどうか、これは疑問であります。いろいろ新聞紙上で特に三川町の問題が挙げておられるようであります。最終的には、町民の幸せ、あるいは将来の町のことを考えて、我々が安心するような結論を出していただけるものではないかなと期待をいたしておるところです。本当にわがままなことを申し上げて、再三申しわけありません。

○**富塚陽一会長** ありがとうございます。

それでは、前田さんはもう発言だから、長南さん、どうぞ。

○**長南源一委員** 合併の期日について、先ほどおおむね10月1日で合意を得たわけありますけども、やっぱり基本的には私はできるだけ早く、当初合意したように17年3月31日までとっております。ただ、先のはがきによる意見、要望等があったわけですが、その中の第2位、184件、サービス確保、改善、充実、これらを望むと多数の意見がありました。そういうことから考えまして、先ほど事務局から説明がありましたけども、合併当初から一部でも円滑な窓口業務の実施が図られないとすれば、やはり住民の皆さんはそのことによって合併して不安や、あるいは失望感を覚えるだろうと。そういうことから考えますと、10月でもやむを得ないのかなという感じがします。ただ、私は委員という立場で特に懇意にしている方でない方から何人が話をされましたが、その方は合併するならばできるだけ早いほうがいいのではないかと、いずれもそういう意見でありました。そういう意味からも、これから各市町村で座談会も始まるわけですが、その中で十分そのことについて住民に納得のいくような説明を私どもがこれから一生懸命やっていく必要があるのかなと、そんなふうに思っています。

以上です。

○**富塚陽一会長** ありがとうございます。

それでは、羽黒さんは、高橋さん、意見ないですか。

○**高橋 澤委員** 私最近新潟県の方から便りいただいたんですけども、阿賀野市になっておりました。確か年賀状は北蒲原郡京ヶ瀬村とかと書いた覚えがあるんですけども、市になっていましたし、おまけに村というのも取って阿賀野市何々と、こうなっていたので、さすが新潟県だなと思いました。勢いのある取り組みに驚いたところでございます。いろいろ風土も違いますから、それはそれとして別ですけども、この南部の合併どうでしょうか。3月をめどにして頑張ってきたんですけども、電算システムがスムーズにいくということから、6か月はやむを得ないということで私も了承いたしました。ああそれなのにそれなのに、またさらに延期の半年で、合計1年もなんていうことには、まさに住民を甘く見ているのではないかなというふうに思ったところでございます。今回は運営小委員会のほうから提案なされて、そして私たち協議会も大方同意、この協議会が決定機関ではないということはわかりますけども、大方ということを強くアピールする必要があるのではないかと、いつもこの会議に臨むたびに

思ってきました。うやむやに言ってきて、うちに帰ってからこの会議は何だったんだろう、いつも煮え切らないような会でもんもんとしておりましたが、決定はしなくても大方はこうであったよというのがあれば、2倍の住民を説得する力にはなるんでないかなということをおもいました。

○**富塚陽一会長** ありがとうございます。よもや延ばすことはないと思いますので、ご理解をいただきたいと。決定するのを挙手で議決することもできないことはないわけですけども、どうもこの協議会はそういうとこまで踏み込む、すべてそれをやるのはなじまないのではないかと。高橋さんのご意見はちゃんと議事録に載りますので、ただ今のもちゃんと議事録に載せて、今後ともずっと長く保存させていただきますので、ありがとうございます。

それからあと、藤島さん、どうぞ、伊藤さん。

○**伊藤 忠委員** 約2年間になりますか、合併協議会、途中特に新市の名称等で必ずしもじっくりいかなかった面も大分あったわけでありまして、いよいよ10月8日、一斉に各議会で議決いただくという段階になったこと、何よりだというふうに思っております。願わくば、庄内南部7市町村すべての議会で合併の議決いただけることを期待をして一言添えたいというふうに思います。どうもありがとうございました。

○**富塚陽一会長** どうもありがとうございました。

それで、私の独断ですけど、女性一人残しては悪いので、竹内さん、一言どうぞ。

○**竹内峰子委員** 終わりましたほっとしていたんですけども、ご指名です。

私も2年間にわたって大変いい勉強をさせていただきました。いろんなところでこの会に役立つためのご意見をいただきながら、声を出していきたいと思いつつも、諸先輩のあつれきに負けまして、なかなか思うように意見を言えなかったのが心残りかなと思いますけども、何はともあれきょうの会が持てたことと、10月にスムーズにすべての皆さんと一緒に手をつないで新しいまちにいけるようにしたいなと、こんなふうに思っています。どうもありがとうございました。

○**富塚陽一会長** ありがとうございます。

もっとご発言なさる方、どうぞ遠慮なく。

なければ、きょうのところはこれで閉めさせていただきますのでよろしゅうございますでしょうか。

○**富塚陽一会長** それで、次のスケジュールみたいになりますけども、せっかくここまで詰まってきたわけでありまして、県議会にも議決をしてもらって、所定の手続を総務省にせねばなりませんので、県のこれからの議会運営を考えますときに、10月の少なくとも20日までに議案議決なったということについて、要するに県議会の議決を求めるようにしてもらいたいという要望が県からありましたので、せっかくここまで来ましたので、市町村長さんと協議をして協定書をつくって、それで議会を来月

の、それぞれ議会でお決めいただくわけですが、初めのほうに開会していただき、議案についてご審議、ご議決いただければありがたいというふうに思っておりますので、それは大体内々でご相談いただいたものと私は受け止めておりますが、間違っていたら訂正はせねばならないわけですが、大体議会ご当局でご同意であると思っておりますが、それできょう協定する日においでいただくようにということでご案内状を差し上げていますので、協定書を締結するときに、大変お忙しいでしょうけども、もしお時間いただけたら来て、見ていただければというふうに思いますので、何とぞよろしく願いいたします。

そんなところでありますので、あと何かご発言ありましたらどうぞ。なお、今後ともいろいろな案件まだ残っておりますので、これはぜひご協議いただきたいということが、事務局、どうだ、何かある。

(何事か言う声あり)

4 説 明

・合併協定について

○**富塚陽一会長** ごめんなさい、一つ抜かしました、協定書。これから締結する協定書をちょっとご説明させていただきます。すみません、どうも飛ばしました。

○**齋藤雅文事務局調査計画主幹** 次第の4の説明の合併協定について、お手元のほうに合併協定書(案)ということで配付させていただいております。これについてご説明いたします。

本合併協定書は、構成7市町村の合併に際し、調整が必要な項目について現時点でおおむね合意されたことから、その協議内容を踏まえ、先進事例の項目なども参考としながら、市町村長会議で特に重要な項目、内容について取りまとめたものでございます。この協定内容で市町村長が合併調印を行うこととなりますが、本協定書は市町村長が法定協議会で行ってきた合併協議の内容を踏まえ、最終的に確認したものであり、それぞれの議会に合併することについての議案を提出する根拠となるものであります。

初めに、調整項目の協議状況についてであります。合併の方針を初めとする基本4項目について平成15年8月25日の第8回協議会から協議を進めていただき、新議会の議員定数及び任期についても同日に開催された第3回議会議員定数等検討小委員会から協議が進められました。また、構成市町村が行っておりますすべての事務事業についても調整が必要なわけですが、その数は膨大で内部事務を含めて約2,500事務事業にも及んでおりますことから、三つの専門小委員会がそれぞれ所掌する分野で先進の事例から協定項目となるもの、市町村間の相違点が大きく、慎重に調整を進める必要があるもの、特に住民生活に深くかかわりのある重要なもの、163事務事業についての協議を平成16年1月27日の第6回小委員会から進めていただきました。合併期日と農業委員会については仮ということで記載しておりますが、調整項目についてはおおむね合意をいただいたところでございます。この結果、市町村長の協議により協定項目は48分類、136項目にまとめられております。

以下、内容についてご説明いたします。表紙をお開き願います。前文では、合併の意義として、地方の市町村は厳しい財政環境の中で住民ニーズが高度化、多様化し、増大していくことと、人口の高齢化と減少が予想される中で、地域特性を活かした地域活性化対策に取り組むことが強く求められており、これまで行財政の改革を積極的に進め、新時代のニーズにこたえるための努力を続けてきましたが、今後の社会経済や財政事情を考えると、これまでの改革程度では必要なニーズにこたえることはほとんど不可能な事態に追い込まれることが危惧されるという判断に立ち、合併特例法の支援措置を活用して合併することとし、組織、仕組み、諸制度、措置を一体化、再編、再構築することで、新時代に求められる行政責務を果たしていくことであるとしております。

以下の協定項目につきましては、委員の皆様で協議を重ねた内容を基本としておりますので、要点のみのご説明とさせていただきます。

1ページをお願いいたします。1ページの中で1から5項目めまで、これにつきましては合併の基本項目に位置づけられるものでございます。

1項目めの合併の方式は、新しい市を設置する新設合併とする。

2項目めの合併期日、仮と書いてございますけども、平成17年の10月1日とする。

3項目め、新市の名称は鶴岡市とする。

4項目め、新市の事務所の位置は現在の鶴岡市役所の位置とする。

5項目めの財産の取扱いは、7市町村の所有する財産、公の施設及び債務はすべて新市に引き継ぐものとする。なお、7市町村では行財政改革の積極的な推進に努めており、その取り組みにおいて合併までになお財産の変動があることを踏まえて取り扱うものとするとしております。

6項目から10項目、10項目は一般職の職員の身分の取扱いでございますけども、これは合併特例法に規定のある協議項目ということでございまして、6項目め、これについては議員定数及び任期の取扱いについてご説明させていただいております。

2ページをお願いいたします。7項目めは、農業委員会委員の定数及び任期の取扱いについて、こちらの中では(3)のところに仮ということで記載してございますけども、先ほどご説明いたしました選挙の委員の在任期間につきましては平成17年の11月25日まで引き続き在任するというふうにとまっております。

8項目め、地域審議会の取扱いについて、合併に係る事項について記載の所掌事務について市長の附属機関として7市町村の区域ごとに市町村の合併の特例に関する法律第5条の4第1項の規定による地域審議会を設置するものでございまして、二つ目のところに設置期間は平成17年10月1日から平成27年3月31日まで、三つ目には所掌する事務について記載してございます。四つ目に、審議会は区域ごとに20名以内の委員で組織し、任期は2年とするとしております。

3ページをお願いいたします。9項目めは、地方税の取扱いについてでございますけども、税の納期を合併の翌年度から統一するものでございます。五つ目の都市計画税については、42項目めの新市の都市計画決定と関連するものでございますが、街路や公園などの都市施設を整備するための目的税であることから、課税区域は事業計画を踏まえ、設定するとしております。税率は計画に基づき、課税区域が設定される

までの間は不均一課税としております。

10項目めは、一般職の取扱いについて、7市町村の職員はすべて新市に引き継ぎ、身分取扱いについては今後調整するものであります。

11項目めから47項目め、これにつきましては特別職の身分の取扱いですとか、組織及び機構の取扱い、それから住民生活に影響の大きい各種事務事業の取扱いをまとめております。

11項目めの特別職の身分の取扱いについて、監査委員、議会推薦の農業委員会委員及び固定資産評価審査委員会委員の定数、特別職の報酬については7市町村の長が別に協議して定めるといふふうに行っているものでございます。

4ページ目をお願いいたします。13項目めに、新市の組織及び機構についての基本的な考え方について、四つの大きな項目をもちまして再構築するといふふうにまとめております。

それから、5ページをお願いいたします。5ページの16項目めに町・字の取扱いについてということで、次のページの三つ目になりますけれども、現町村名の取扱いについてはそれぞれの意向を尊重しながら合併までに調整するといふふうにまとめております。

以下、今まで協議会で皆様より協議いただいた内容に基づき、まとめさせていただいております。

15ページをお願いいたしたいと思っております。15ページの45項目めの学校教育事業の取扱いでございますけれども、この中で協議会の調整事項となっておりますのが次のページの三つ目のところになりますけれども、新入学児童ランドセル贈呈事業についてでございますけれども、市町村長の協議によりまして新入学児童ランドセル贈呈事業については3年継続する。その後の取扱いについては新市において検討すると。それから、(7)でございますけれども、私立高等学校生徒学費補助金についても、市町村長の協議によりまして当面鶴岡市の基準により朝日村を除く全市で実施し、朝日村の高等学校等学費補助金についても当面現行のとおりとすると。なお、補助制度のあり方については新市においてさらに検討するものでございます。

項目的に最後になりますけれども、48項目めに特例法第5条に規定されております新市建設計画を記載いたしております。

以上でございます。

○富塚陽一会長 大変失礼をいたしました。

ただ今説明ありましたとおり、これまでご協議をいただいた内容をそのまま記述したような感じでありますので、大方ご理解をいただけているのではないかと思います。何かご質問ございましたらどうぞ。

○山口 猛委員 協定書の案について若干質問させていただきます。

ただ今説明をいただきました資料の3ページお願いします。9番の地方税の取扱い、大変細かいことではありますが、1番を例に取れば6月、8月、10月及び1月とする。私の考えでは、各月の末日とすると、こういうふうを考えていますが、その点全部5番までそういう考えですが、どうでしょうか。

それから、もう一点ですが、地域審議会等々についての協定内容は理解できますが、私は住民に対してこの協定書の説明をしなければならないわけですが、表にして、例えば地域審議会の概要という項目で所掌事務、また前に協議いたしました組織、それからいろいろありますが、戸籍、住民基本台帳関係の手数料を表にするとか、表にできるものは私は表にさせていただいて説明をすると、この協定書の中で表にできるものは表にさせていただきたいと、このように思いますので、その2点について考えをお聞かせいただきたいと思います。

○**三浦義廣税務・国保分科会長** ただ今の第1点目のご質問でございますけれども、納期に月の末日という言葉を入れてはどうかという話でございました。納期につきましては地方税法の規定がございまして、それに基づきまして条例で定めておるところであります。末日という言葉はちょっと今はっきりわかりかねますので、なお再度調査をさせてもらいたいと思っております。

○**富塚陽一会長** それからあと2番目の話は、とにかく今の時点で調整しなければならないという形にしたのは、これもいろいろご批判あったかもしれませんが、編入合併だとみんな鶴岡の例で決めてしまうのですけども、新設なんだから、いろいろ状況もあるので、お互いに時間かけて協議しましょうというのが穏当でないかというのが事務方のまとめ方だと私は理解をしておりますので、この時点で決まらなかったで、こういうふうになっていますが、なお合併までに精力的に相談して決めることはやぶさかでないと思っておりますので、その際はまた決まり次第協議会をというふうに、先ほどから申し上げているのはそんな含意もありますので、そこはその限りでご了承いただきたいと思います。

○**山口 猛委員** 表にできるものだけで私は今のところいいのではないかと。例えば国民健康保険税の納期の関係も当然出てくると思いますが、そういった点、今現在でできるものだけ表にさせていただければと思います。よろしくお願いします。

○**富塚陽一会長** ありがとうございます。
ほかにどうぞ、何かありましたら。

○**富塚陽一会長** ちょっと前後しまして申しわけありませんでしたが、こういうことで大綱、首長のレベルで調印させていただきたいと思っておりますので、ぜひ調印のときにはご出席いただければ大変ありがたいと。そんなに時間取らないで済むと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

5 その他

○**富塚陽一会長** じゃ、そのほかに何かありますか。

○**井上時夫委員** 先ほど期日が変更になって10月1日になったわけですけども、さっき言えばよかったんですけども、うちのほうの議員から期日が6か月延びたわけです。

けども、今まで調整項目いろいろやってきたわけですけども、先送りになっている、そういう問題も延びた時間でいろいろ協議するのですか、その辺。先送りに今なっていて、合併まで決めるという、そういうやつなんかはこの期間にいろいろ協議するわけでしょう。

○**富塚陽一会長** できる限りやらせていただいて、重要案件はまたこういう会議をぜひ開いていただいて、ご了承いただくような手続をしたいと思います。今のところまだ決められなくてと、こういうことですので、どうぞよろしく願いいたします。あまり強引にするのもよくないので、ゆっくり時間かけて協議していいのではないのでしょうか。

○**井上時夫委員** わかりました。

○**高橋 澤委員** 最後に、各市町村長さん、議会無事通過できますように私たち拍手を送りたいと思います。最後のイメージとして拍手させてください。どうもご苦労様。

(拍手)

○**富塚陽一会長** 大変ありがとうございました。

それでは、きょうはこれで会議を閉じさせていただきます、事務局、どうぞ。

6 閉 会 (午後5時25分)

○**芳賀 肇事務局長** 長時間にわたりましてご協議ありがとうございました。協議会はこれで終わりではなくて、今後もこのまま継続してまいりますけれども、一応の節目として合併協定書(案)までご協議をいただきましたことを厚く御礼申し上げたいと思います。

今後ともひとつよろしくお願いを申し上げまして、きょうの会議を終了させていただきます。どうもありがとうございました。